申立費用　手続きの流れ

瀬戸内市	本人・申立人	裁判所

1 申立書類の準備

↓

2 申立費用の確認
＊領収書の保管が必要
＊助成対象は実費相当
(1)　切手購入費用
(2)　収入印紙購入費用
(3)　診断書作成費用
(4)　鑑定費用
(5)　後見等の開始等の審判請求に係る費用

↓

3 申立書類の提出 → 4 受理

6 審判の決定を受ける ← 5 審判

↓

7 市に申立費用助成を申請
・瀬戸内市成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）
＊添付書類
(1)　後見等開始の審判書謄本の写し
(2)　審判確定がわかる書類（登記事項証明書の写し又は裁判所が発行する審判確定証明書の写し）
(3)　審判確定後に家庭裁判所に提出した後見等事務報告書、財産目録等の写し
(4)　支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）
(5)　現況報告書（様式第2号）
(6)　生活保護受給証明書（要綱第2条第1項第1号に該当する者に限る。）
(7)　本人確認証の写し（要綱第2条第1項第2号に該当する者に限る。）
(8)　源泉徴収票の写し等収入のわかるもの、収入・資産等申告書（様式第3号）及び添付書類（預金通帳、預金証書、有価証券等の写し）並びに介護保険証又は障害福祉サービス受給者証の写し（要綱第2条第1項第3号に該当する者に限る。）
(9)　委任状（助成金の申請を行うことについて、保佐人又は補助人が代理権を有さない場合に限る。）

← 8 申請受理

↓

9 審査

↓

10 交付決定通知 → 11 請求書提出
・瀬戸内市成年後見制度利用支援事業報酬助成金請求書（様式第６号）

12 支払処理 → 13 入金